

〔事故等災害応急対策〕

この編は、第1節から第7節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

第1節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始

ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

イ 開始基準

(ア) 台風情報により24時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合

(イ) 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合

(ウ) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合

(エ) 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合

(オ) その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合

ウ 解除基準

(ア) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合

(イ) 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき

(ウ) 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき

エ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。

(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

大阪府防災・危機管理指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行

い、災害応急対策の検討を行う。

ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- (オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、該当する地域において同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

(エ) 市町村への応援に関すること

(オ) 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること

(カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

(ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること

(イ) その他必要な事項

2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 非常1号配備

ア 配備時期

府域及びその周辺において災害となるおそれがある大規模な海上事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき

イ 配備体制

通信情報活動を実施する体制

(2) 非常2号配備

ア 配備時期

防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

イ 配備体制

府域及びその周辺における大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

(3) 非常3号配備

ア 配備時期

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

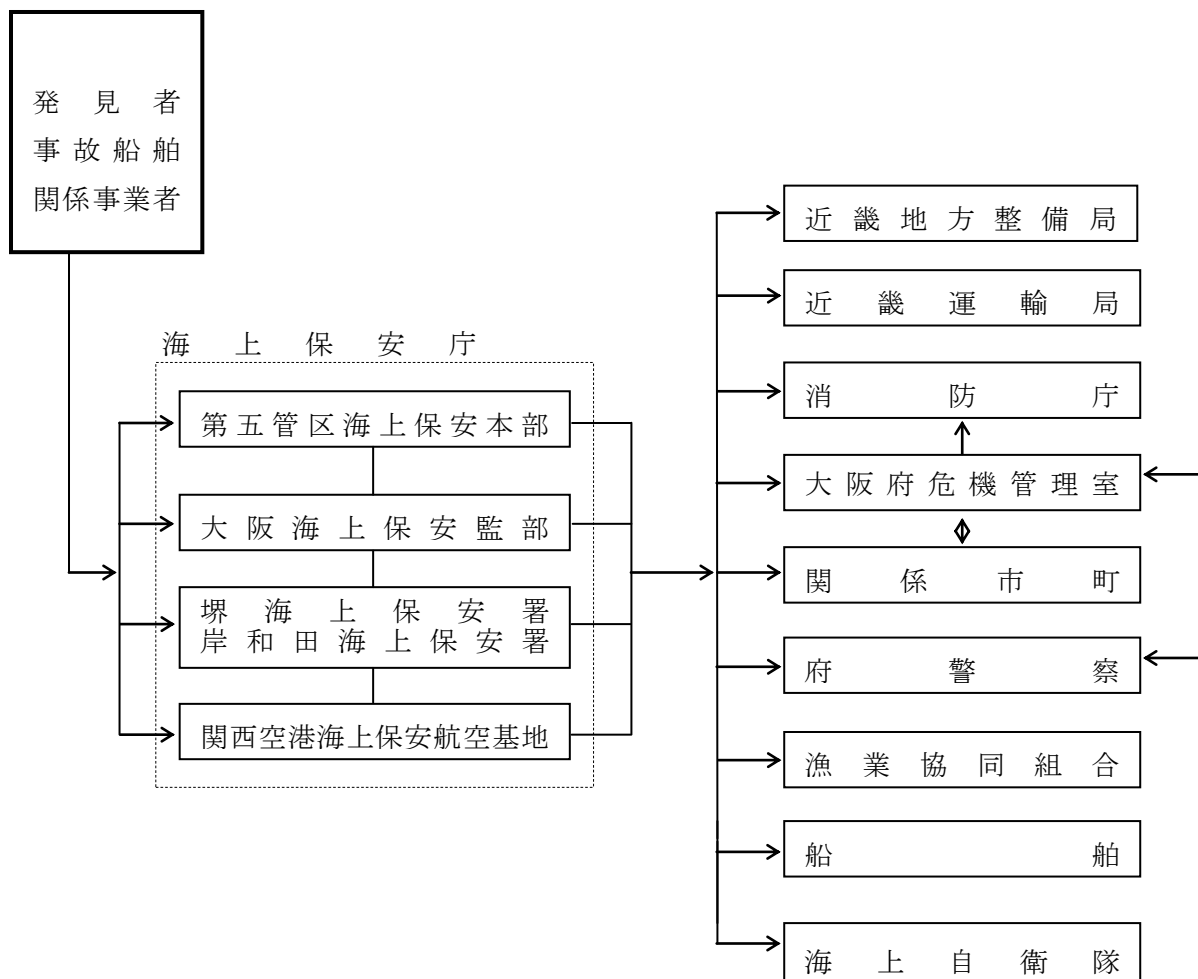
イ 配備体制

府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

(1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量

- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第3 事故発生時における応急措置

第五管区海上保安本部及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、危険物等の流出拡散防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、油の移し替え、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

沿岸の関係市町等防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、指定海上防災機関等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

- カ 関係市町は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (2) 第五管区海上保安本部
- ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。
- イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。
- ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。
- エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。
- オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、指定海上防災機関に対して防除措置を講ずべきことを指示する。
- カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油等防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。
- (3) 近畿地方整備局
- 第五管区海上保安本部等の要請に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。
- (4) その他の防災関係機関等
- 第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。
- なお、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り

第五管区海上保安本部は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行わせる。

4 消火活動

- (1) 海面及び事故船舶の火災
- 第五管区海上保安本部、関係市町は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。
- (2) 沿岸部の火災
- 関係市町は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

- (1) 船舶交通の制限
- 第五管区海上保安本部長（港内にあつては各港長）は、危険物等により、火災が発生し、

又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

第五管区海上保安本部長は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

6 自衛隊の災害派遣要請

第五管区海上保安本部長又は知事は、必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む。）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 大阪国際空港

1 範囲

大阪国際空港及びその周辺

2 現地对策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、現地对策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

3 現場合同調整所の設置（空港施設内の場合）

新関西国際空港株式会社は必要に応じ、現場合同調整所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

(2) 自衛隊の災害派遣要請

大阪空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

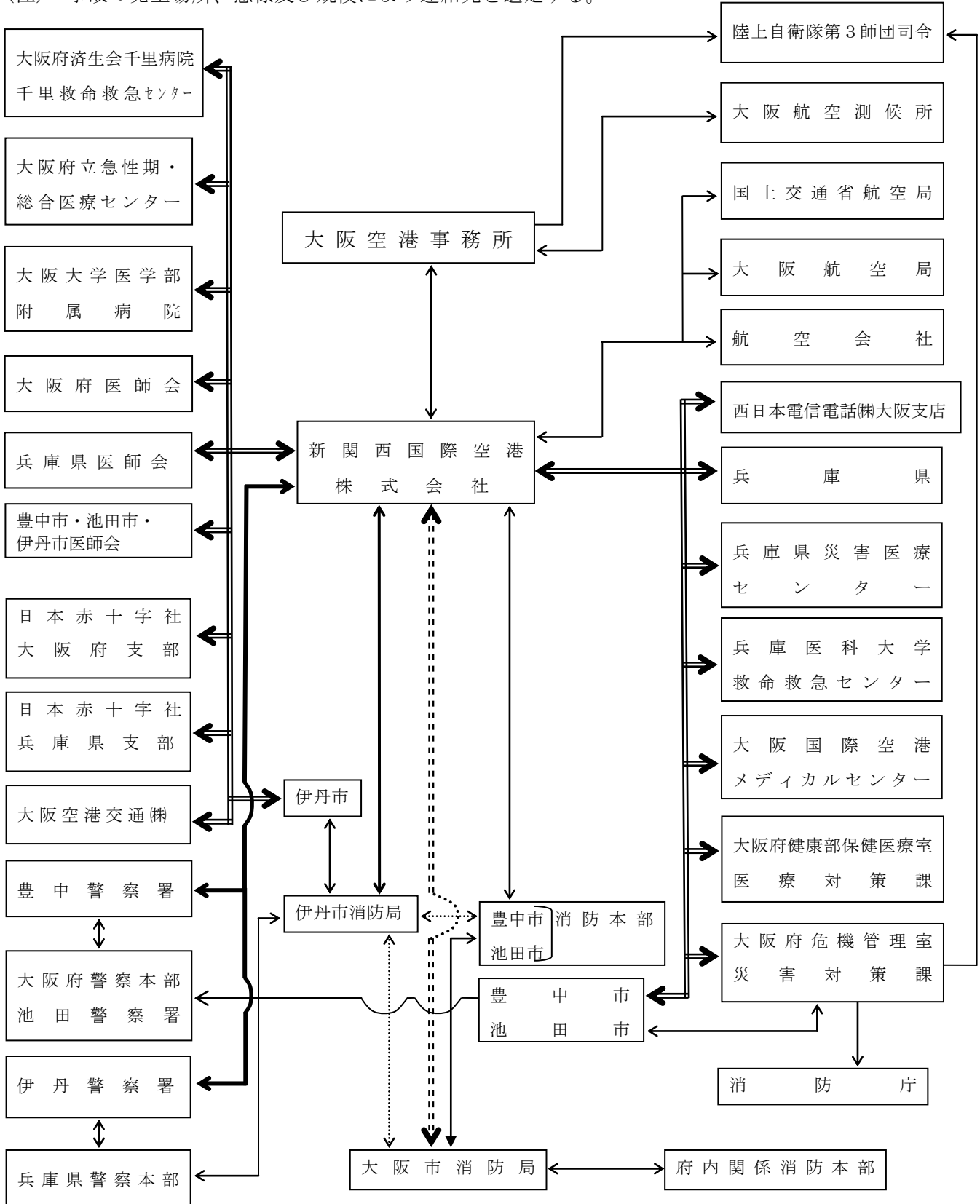
基本経路は別図1のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

別図1〔連絡系統図 大阪国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



(通報手段)

- ← (thick solid arrow) 非常順次通報装置
- ←== (dashed arrow) 防災波(無線機)
- ←... (dotted arrow) 消防無線

- ↔ (double-headed solid arrow) 直通電話
- ↔ (double-headed dashed arrow) 一般回線電話

6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) 新関西国際空港株式会社
 - ア 消火・救助・救急活動
 - イ 救護地区の設置及び医療資機材の配置（空港施設内の場合）
 - ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備（空港施設内の場合）
 - エ 負傷者数及び搭乗者の把握
 - オ 遺体仮安置所の設置（空港施設内の場合）
 - カ 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定
 - キ 避難誘導（空港施設内の場合）
- (2) 大阪空港事務所
 - ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定
- (3) 府
 - 防災関係機関との連絡調整
- (4) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認
- (5) 地元市
 - ア 消火・救助・救急活動
 - イ 救護地区の設置
 - ウ 避難勧告・指示・誘導
 - エ 遺体安置所の設置
- (6) 医療関係機関
 - ア 医療救護班の編成及び派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 遺体の検案
- (7) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 救護班の派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 血液の輸送及び供給
 - エ 遺体の洗浄・縫合
- (8) 西日本電信電話株式会社大阪支店
 - 通信手段の確保
- (9) 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）
 - ア 消火活動の支援
 - イ 救護地区設置及び医療資機材配置の支援
 - ウ 負傷者の搬送

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

エ その他協定に基づく活動

第3 関西国際空港

1 範囲

関西国際空港及びその周辺

(関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。)

2 航空事故総合対策本部の設置

関西空港事務所長は、必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

3 現地調整本部の設置

新関西国際空港株式会社は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 関西国際空港消火救難協力隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

関西空港事務所長、知事又は第五管区海上保安本部長は、必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

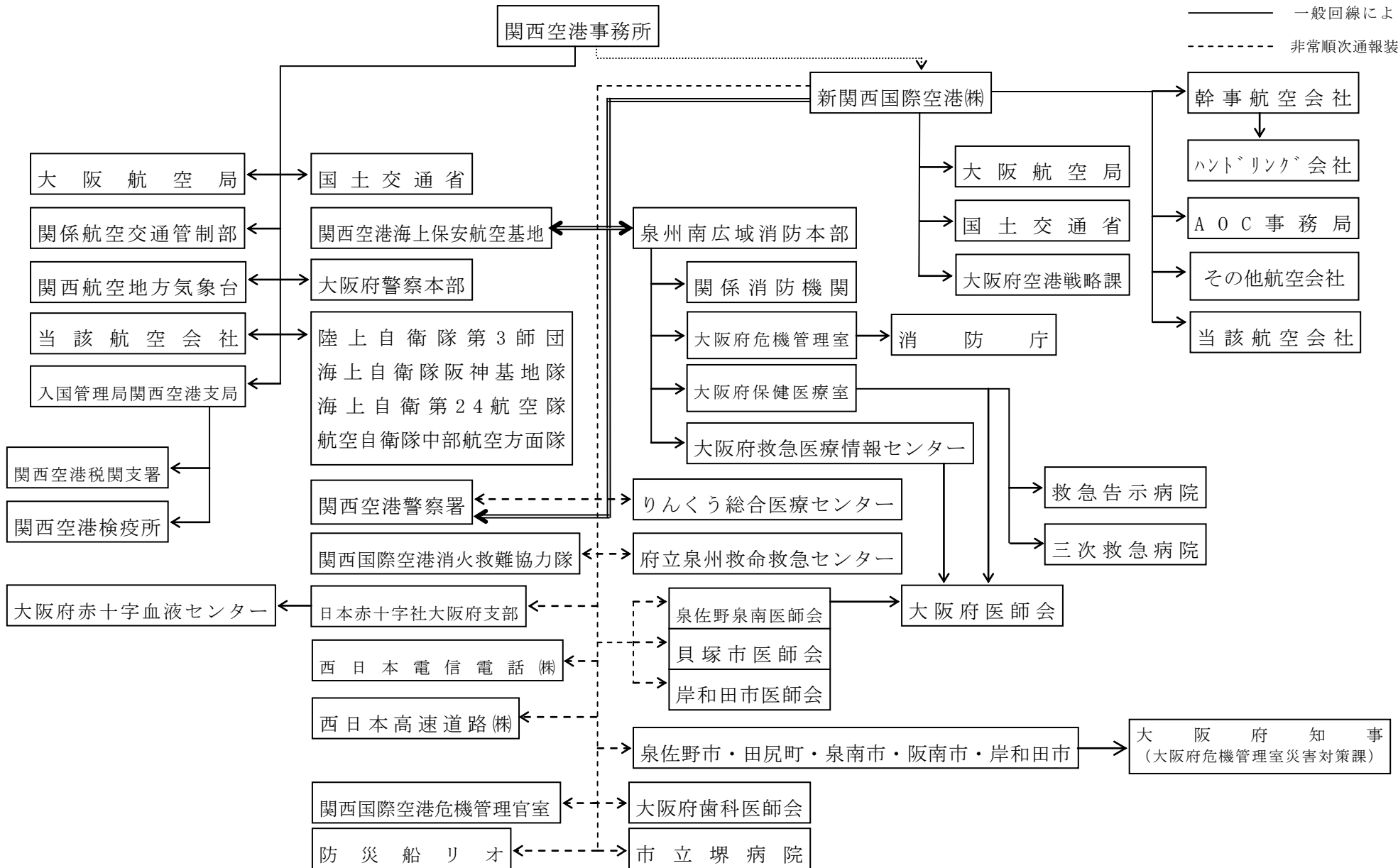
基本経路は別図2のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕
 (注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。

- クラッシュホンによる通
- ==== ホットラインによる通
- 一般回線による通
- - - - 非常順次通報装置による通



6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) 新関西国際空港株式会社
 - (関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)
 - ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む。）
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
 - ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
 - エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
 - オ 負傷者数及び搭乗者の把握
 - カ 遺体仮安置所の設置
 - キ 制限区域内の誘導
 - ク 救助用船の手配
- (2) 関西空港事務所
 - ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定
 - イ 負傷者数及び搭乗者の把握
- (3) 関西空港海上保安航空基地
 - ア 消火・救助活動
 - イ 負傷者の搬送
 - ウ 事故現場付近の警戒警備
 - エ 事故現場周辺海域の交通規制
 - オ 行方不明者の捜索
 - カ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認
 - キ 流出油の防除
- (4) 府
 - 防災関係機関との連絡調整
- (5) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認
- (6) 地元市町
 - ア 消火・救助・救急活動
 - イ 救護地区の設置
 - ウ 避難勧告・指示・誘導
 - エ 遺体安置所の設置
- (7) 医療関係機関
 - ア 医療救護班の編成及び派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 遺体の検案

- (8) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 救護班の派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 血液の輸送及び供給
 - エ 遺体の洗浄・縫合
- (9) 西日本電信電話株式会社
 - 通信手段の確保
- (10) 関西国際空港消火救難協力隊
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)
 - ア 情報の収集及び連絡
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
 - ウ 避難誘導
 - エ 負傷者の搬送
 - オ 通訳の配置
 - カ その他協定に基づく活動

総則

災害予防対策

災害応急対策

第4 八尾空港

1 範囲

八尾空港

2 航空機事故応急対策本部等の設置

八尾空港事務所長は、必要に応じ、航空機事故応急対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

八尾空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、その他必要と認められる機関

3 現場合同指揮所の設置

八尾空港事務所長は、必要に応じ、現場合同指揮所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

八尾空港事務所、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消火救難活動に関する協定等

イ 八尾空港消火救難隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

八尾空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定に基づ

付編

事故等
応急対策

災害
復旧・
復興
対策

き、派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図3のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

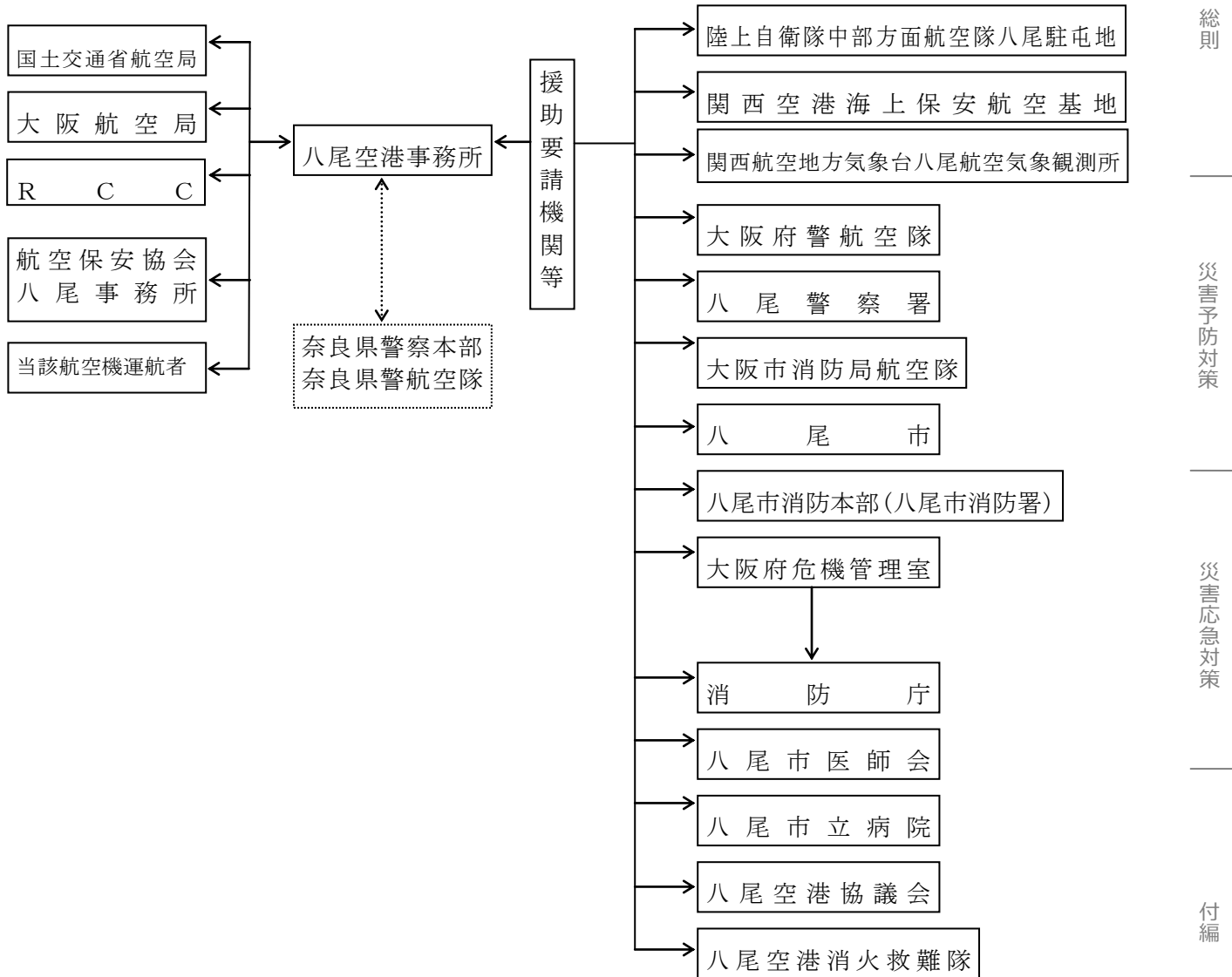
6 応急活動

八尾空港事務所、府、府警察、地元市等は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、消火・救助・救急活動等の応急活動を実施する。

第5 その他の地域

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

別図3 [連絡系統図 八尾空港]



(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

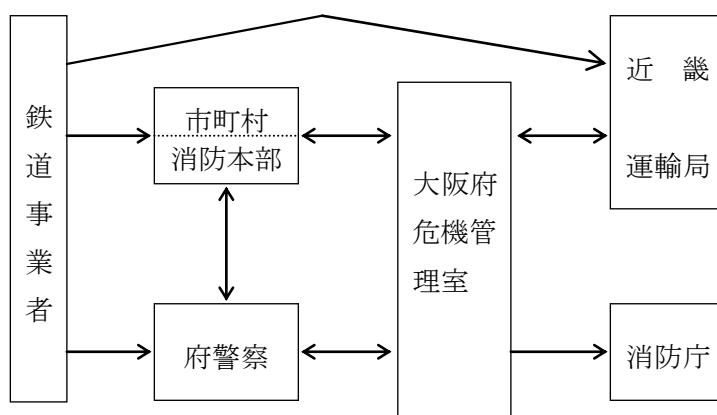
その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 情報収集伝達体制

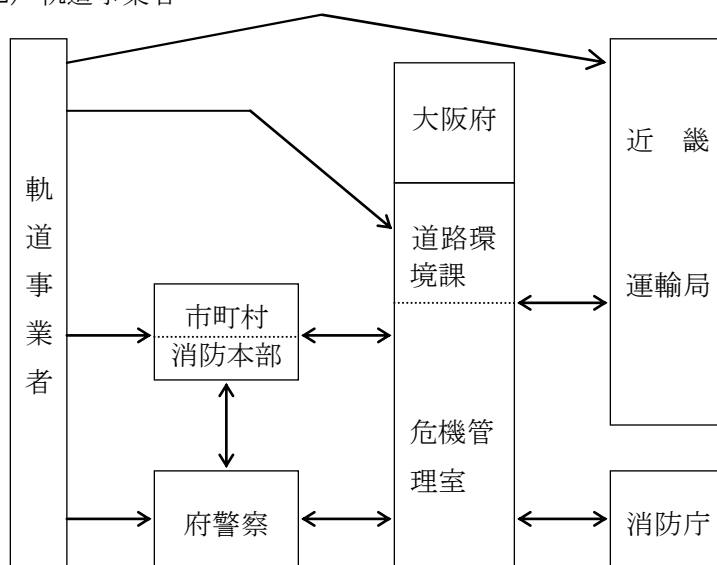
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



(2) 軌道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

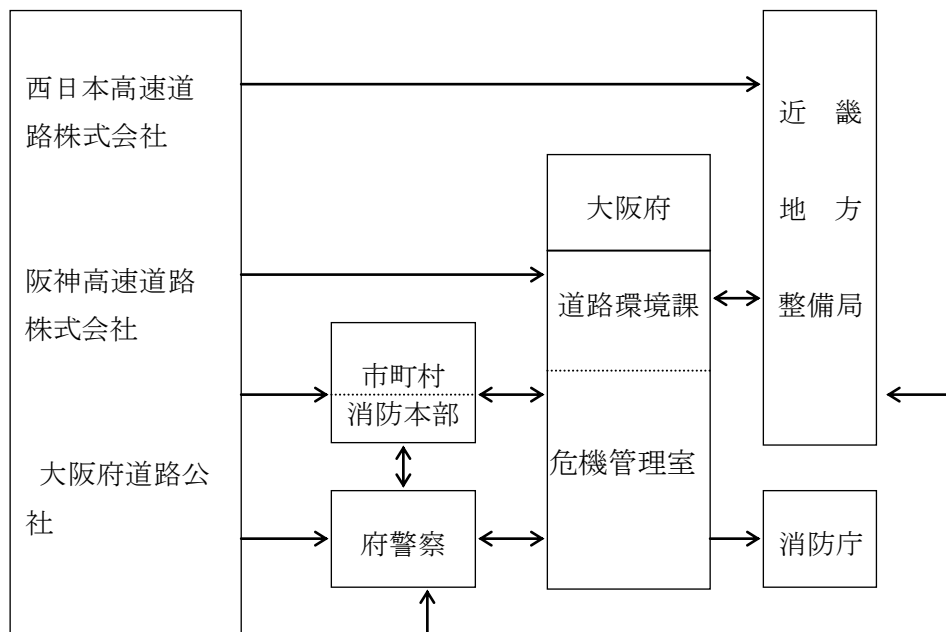
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

第5節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

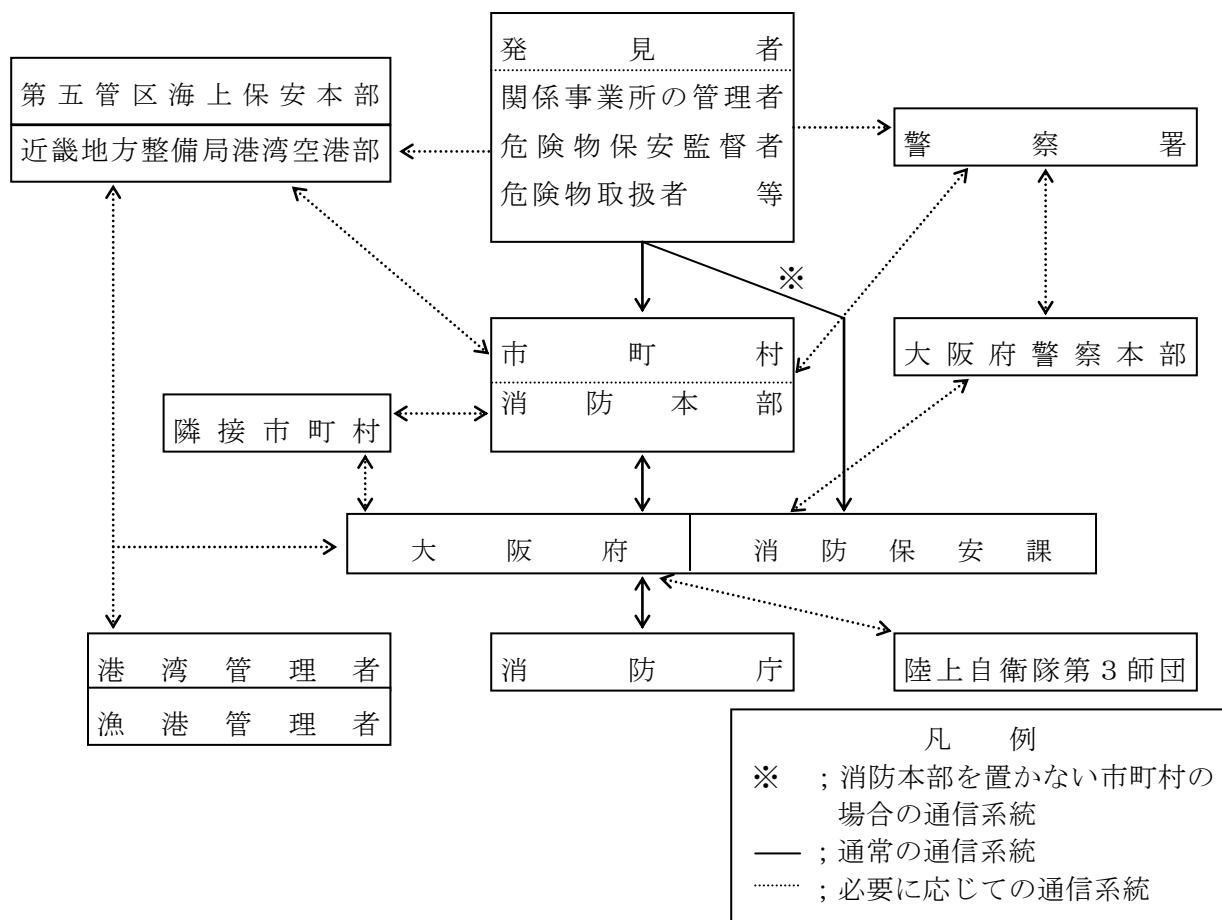
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村、府

- (1) 市町村（消防本部）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市町村（消防本部）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市町村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域から

の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

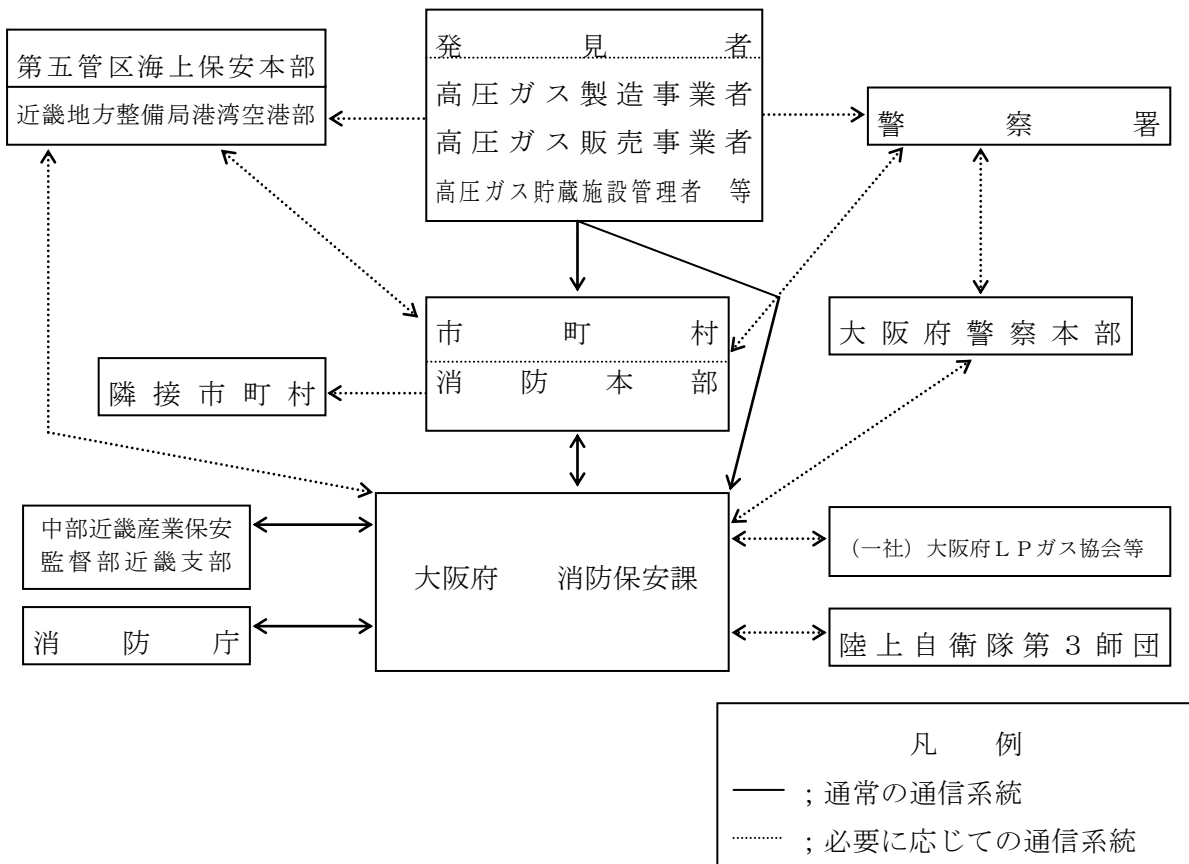
4 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市町村（消防本部）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

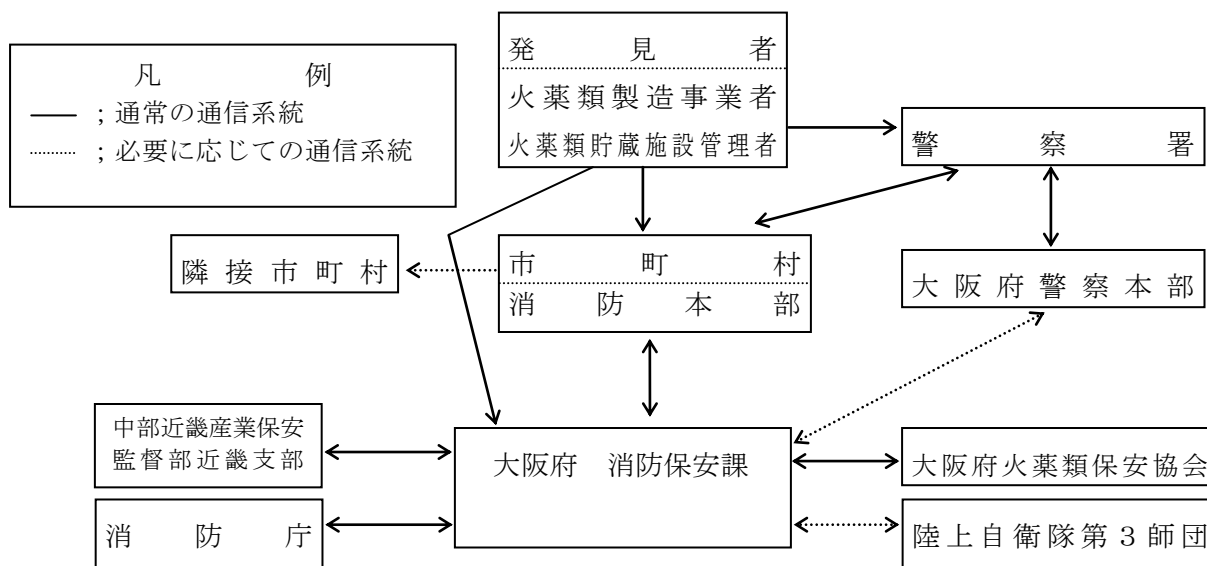
5 事業者

高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行い、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

第4 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、火薬類取締法の権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。
- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

5 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

第5 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

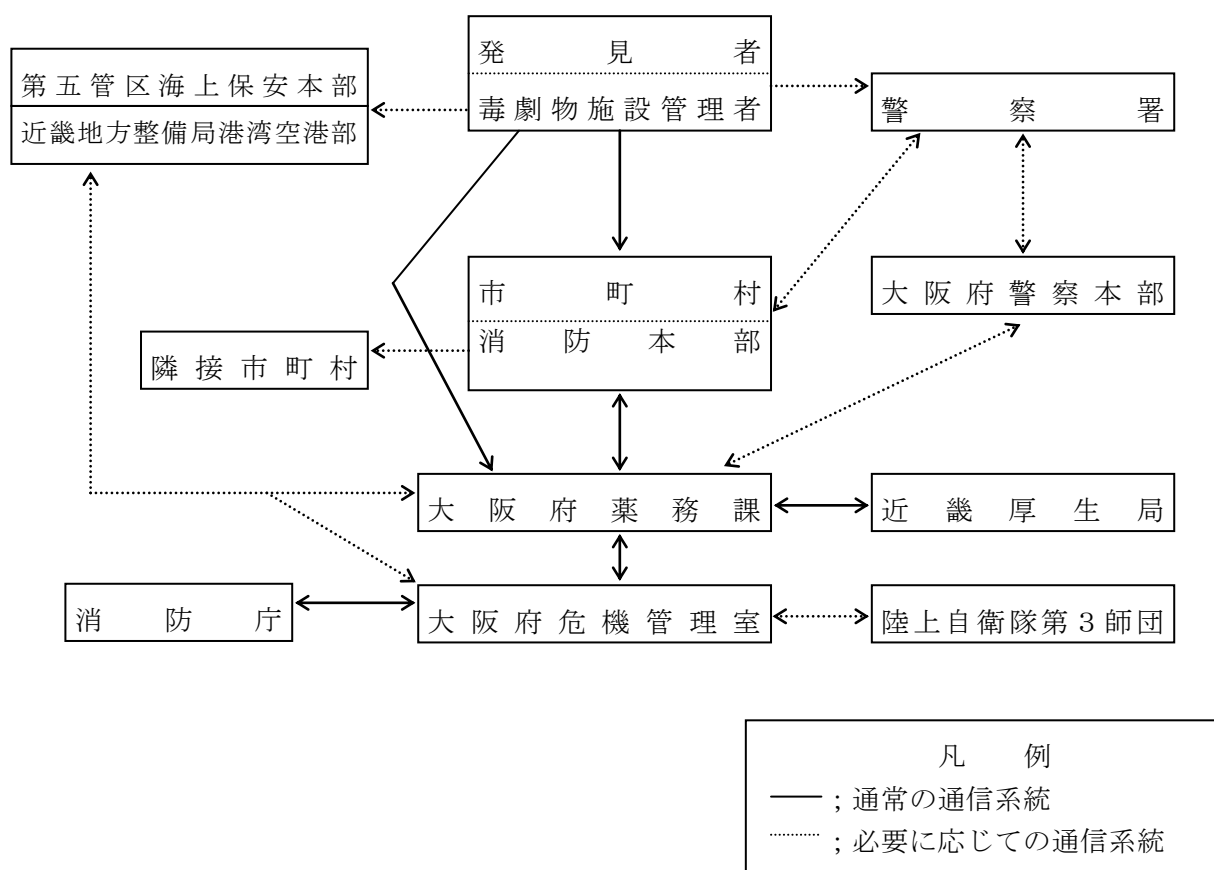
4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

[別図]



第6 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

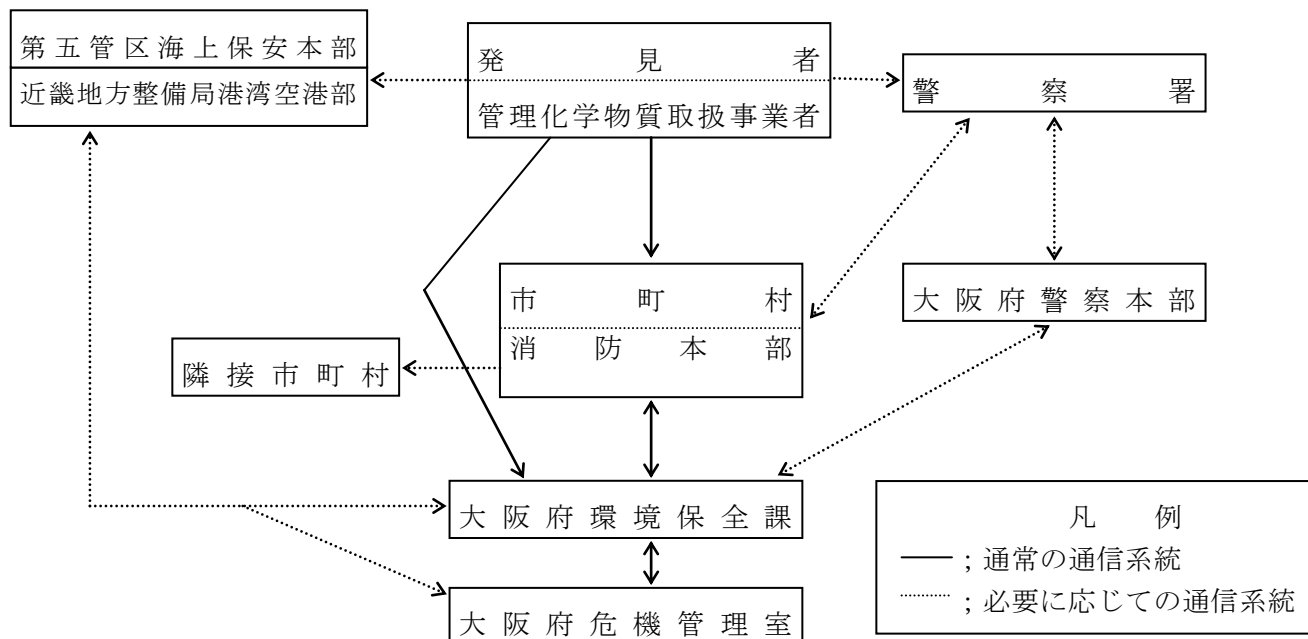
3 府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

[別図]



第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

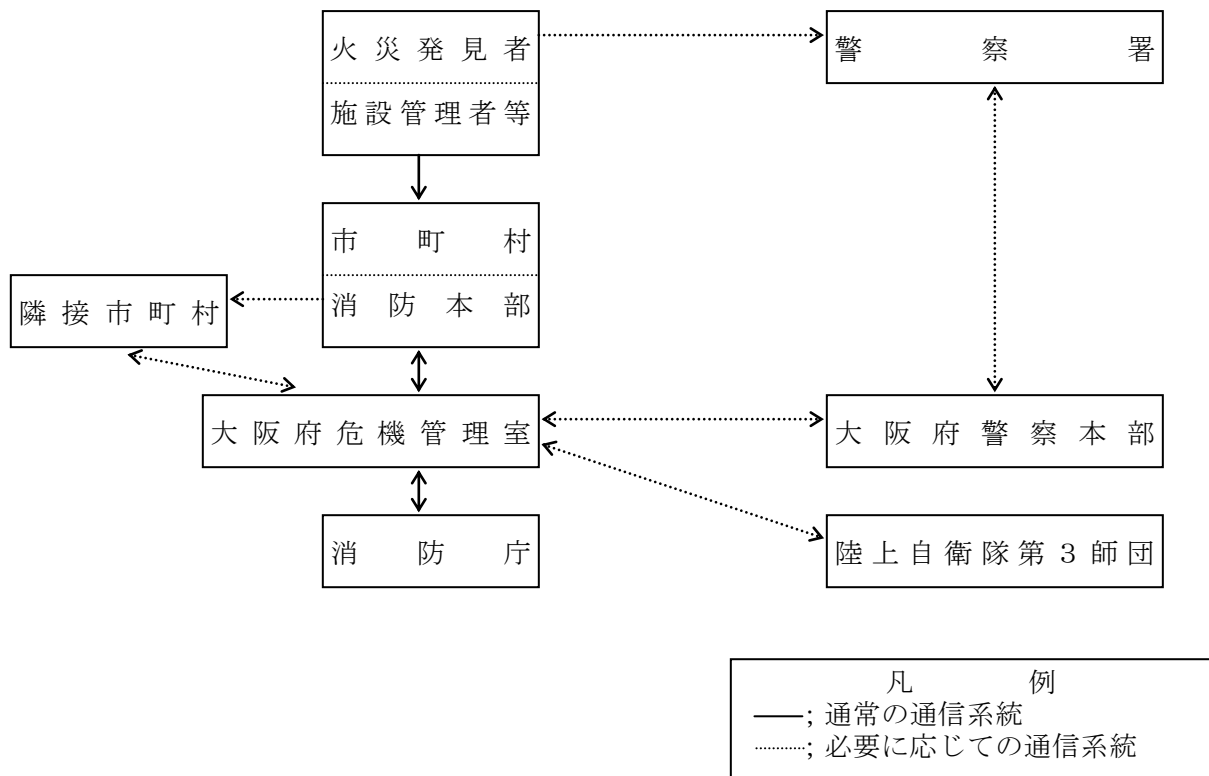
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第3 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき

但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市町村から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第6 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガス

の供給を停止する。

- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第7 高層建築物、地下街の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物、地下街の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の設置の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 市町村の活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 市町村現地対策本部の設置
- (3) 市町村林野火災対策本部等の設置
- (4) 災害対策本部の設置

2 活動内容

市町村及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- (2) 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地の市町村に現地対策本部を設置する。
- (3) 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- (4) 火災が拡大し、市町村単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- (5) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (6) 警戒区域、交通規制区域の指定
- (7) 空中消火の要請又は知事への依頼
- (8) 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- (9) 応援部隊の受入れ準備

第3 防災関係機関等の活動体制

1 近畿中国森林管理局

- (1) 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
- (2) 市町村現地対策本部等が設置されたときは、その指示に従い活動する。

2 府警察

市町村、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたるとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

3 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察、府等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協

力に努める。

第4 火災通報等

1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

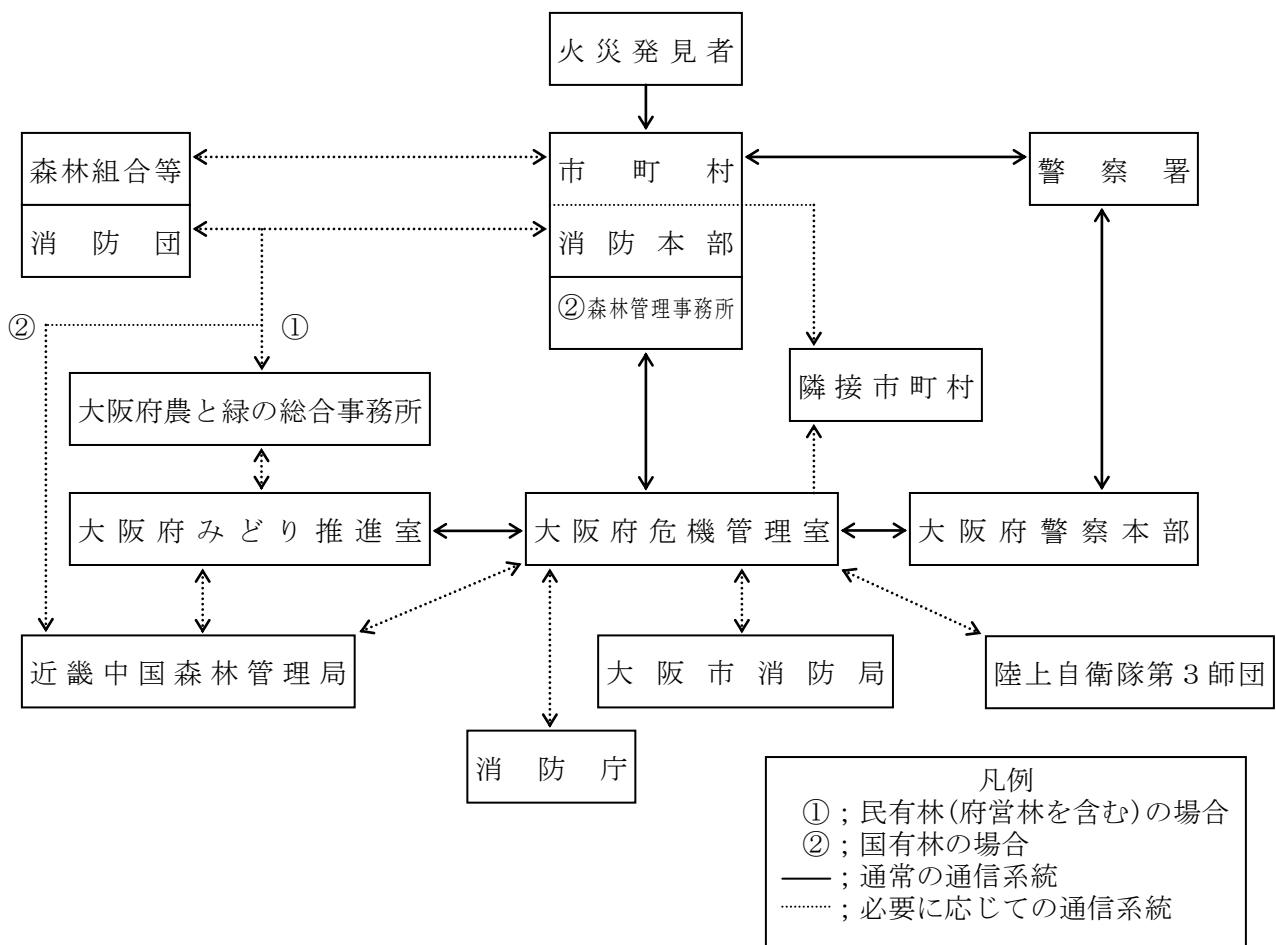
- ア 焼損面積5ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

- ア 焼損面積10ha以上と推定される場合
- イ 空中消火を要請又は実施した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む。）
- ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき

但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

